

## 県民生活部指定管理者候補選定委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 県民生活部が所管する公の施設の指定管理者候補（以下「指定管理者候補」という。）の選定その他指定管理者制度の適正な運営を図るため、県民生活部指定管理者候補選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、審査を行うものとする。

- (1) 指定管理者の募集条件等の設定に関する事項
- (2) 指定管理者候補の選定意見に関する事項
- (3) その他指定管理者制度の適正な運営に関する事項

### (委員会の構成等)

第3条 委員会は、対象となる全ての公の施設の審査にかかわる委員とそれぞれの公の施設の審査のみに関わる委員で構成する。

- 2 委員は、指定管理者候補の選定に関し専門的知識を有する外部の者及び県職員から知事が任命する。
- 3 委員の任期は、指定管理者候補の指定を行うまでの期間とする。ただし、委員の同意を得て、これを延長し、又は短縮することができることとする。

### (委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、県民生活部県民生活交通課及び関係課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成20年10月 6日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。